

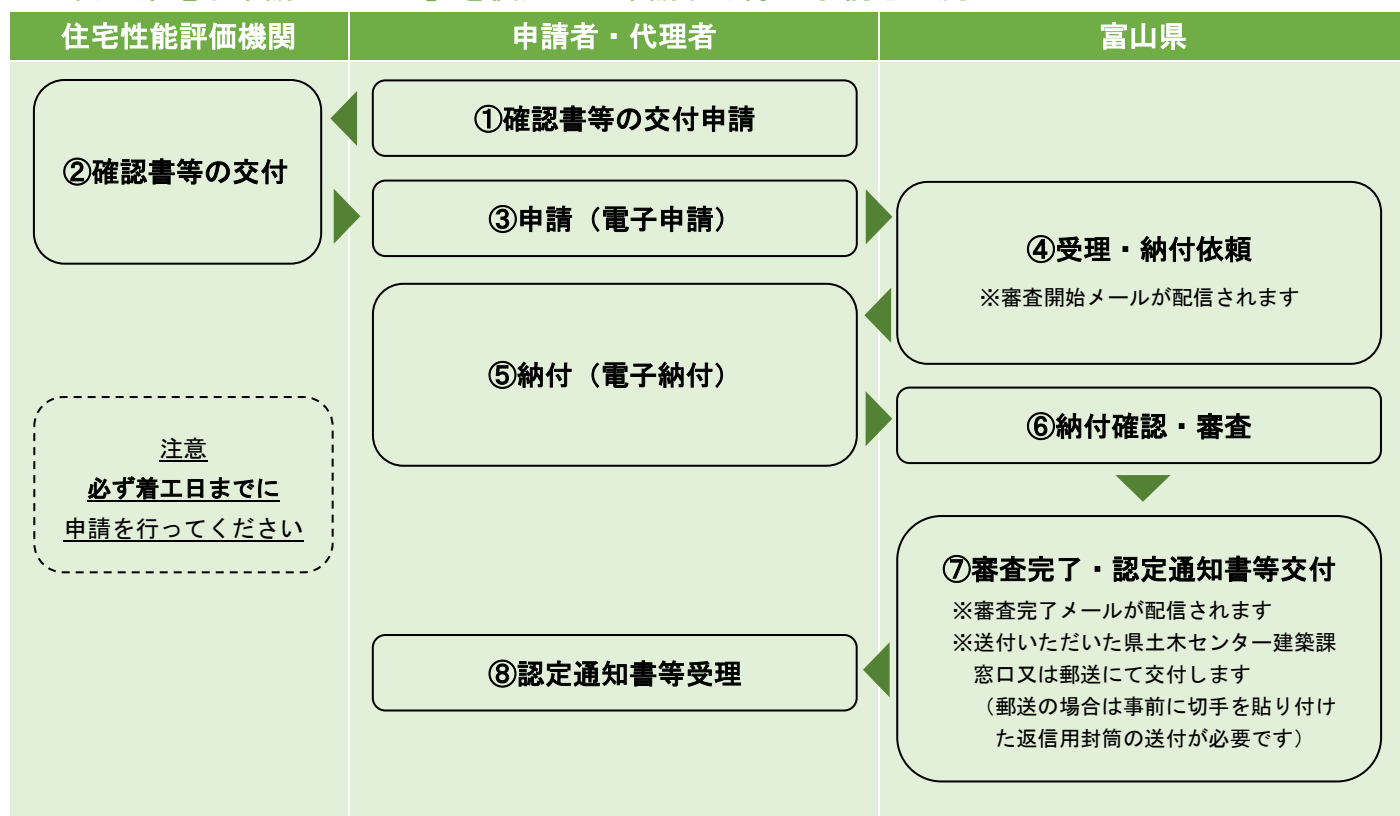
「長期優良住宅」に係る認定申請・完了報告等は 電子申請が可能となります！

令和7年4月1日（火）から、「富山県電子申請サービス」を使用して、長期優良住宅の認定申請等の手続き及び手数料の納付を行うことができますようになります。納付の方法は「Pay-easy（ペイジー）」または「クレジットカード」のいずれかです。

※Pay-easy（ペイジー）

金融機関や県の窓口に出向かなくても、税金や公共料金などを、インターネットバンキングや金融機関・郵便局のペイジー対応のATMから振込ができるサービスです。詳細については、Pay-easy ホームページ（<http://www.pay-easy.jp/>）をご参照ください。

●「富山県電子申請サービス」を使用して申請する際の手続きの流れ



●申請方法

下記 URL 又は二次元コードより富山県電子申請サービスの申請フォームにアクセスして手続きを行ってください。

- ・長期優良住宅認定申請等申請フォーム（手数料の納付が必要な申請）

<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/SdsShinsei/directCall.harp?target=tetuduki&lgCd=160001&shinseiFmtNo=1507V7&shinseiEdaban=00>



- ・長期優良住宅認定申請等申請フォーム（手数料の納付が不要な届出等）

<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/SdsShinsei/directCall.harp?target=tetuduki&lgCd=160001&shinseiFmtNo=1507W2&shinseiEdaban=00>



●「富山県電子申請システム」を使用できる申請等の種類

手続き名	電子申請の可否	電子申請フォーム名
認定申請※1 (法第5条各号)	○	長期優良住宅認定申請等申請フォーム (手数料の納付が必要な申請)
変更認定申請※1 (法第8条第1項)	○	
譲渡人決定時の変更認定申請 (法第9条第1項)	○	
管理者等選任時の変更認定申請 (法第9条第3項)	○	
地位継承承認申請 (法第10条)	○	
許可申請(法第18条第1項)	×	-
軽微な変更届出	○	長期優良住宅認定申請等申請フォーム (手数料の納付が不要な届出等)
建築完了報告	○	
取りやめの申出	○	
取下届出	○	

※1：電子申請が可能な申請は、確認書等の添付があるものに限りします。

※2：電子申請では、建築確認申請と併せて申請することはできません。

●富山県の長期優良住宅制度全般について

富山県ホームページ 長期優良住宅について

<https://www.pref.toyama.jp/1507/kurashi/seikatsu/sumai/kj00008070/index.html>

富山県ホームページ 長期優良住宅の認定等の手続きについて

<https://www.pref.toyama.jp/1507/kurashi/seikatsu/sumai/kj00008070/kj00008070-001-01.html>

●関連情報

国土交通省ホームページ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係

<https://www.pref.toyama.jp/1507/kurashi/seikatsu/sumai/kj00008070/index.html>

住宅性能評価・表示協会ホームページ 長期優良住宅について

<https://www.hyoukakyokai.or.jp/chouki/index.php>

問い合わせ先

富山県土木部建築住宅課建築指導係

電話番号：076-444-3356

※申請内容のご相談は、各土木センター建築課へお問い合わせください。

富山県が所管行政庁となるのは、富山市、高岡市を除く市町村です。

富山市、高岡市で計画される場合は、それぞれ富山市居住政策課、高岡市建築政策課へお問い合わせください。